



発行：(一社)江戸川北青色申告会 〒132-0025 江戸川区松江 2-23-13 TEL：03-3656-0621 FAX：03-3656-1104



林監事(左)と大村会長(右)

## 第三回 定時総会

平成27年5月22日、グリーンパレスにて、第三回定時総会が行われました。総会開会后、定款により、議長選出を行い、第一号議案より第四号議案の審議が行われ、可決されました。その後、報告事項が読み上げられ、多数の来賓よりご祝辞を頂戴し、滞りなく定時総会が閉会となりました。

### 【議案事項】

#### 第一号議案

議事録署名人選任に関する件

#### 第二号議案

平成26年度事業報告承認の件

#### 第三号議案

平成26年度収支計算書及び監査報告承認の件

#### 第四号議案

労働保険事務組合規約一部変更の件

#### 報告事項 一

平成27年度事業計画書報告の件

#### 報告事項 二

平成27年度収支予算書報告の件

### 【感謝状贈呈】

江戸川北税務署

田頭署長

江戸川区

多田区長

江戸川都税事務所

河野所長

東京税理士会江戸川北支部

渡邊支部長

## 地域祭り

各地域まつりが開催されました。当日は各地域まつりごとに粗品を配布しながら、帳簿の記帳方法や質問などがある場合には、立ち寄っていただき、ご相談をおこないました。また、申告会の福利厚生事業として、自動車共済等のアピールを行い、多くの方に青色申告会を知っていただけた一日となりました。

### 【各地域祭り】

5月17日(日)鹿骨区民館まつり

5月24日(日)中央地域まつり

西小岩まつり



各地域まつりの様子です。

詳細は八月号にてお伝えします

# 第三回 定時総会(抜粋)

## 平成 27 年度 収支予算書

1. 事業活動収入の部	
会費等収入	88,500,000 円
事業収入	25,450,000 円
負担金収入	1,000,000 円
雑収入	350,000 円
退職給付会館積立取崩収入	31,500,000 円
<b>事業活動収入の部合計</b>	<b>146,375,000 円</b>
2. 事業活動支出の部	
管理費支出	
<b>管理費合計</b>	<b>32,220,000 円</b>
事業費支出	
<b>事業費支出合計</b>	<b>108,079,000 円</b>
<b>事業活動支出合計</b>	<b>140,299,000 円</b>
<b>事業活動収支差額</b>	<b>6,076,000 円</b>
3 投資活動収支の部	
投資活動支出	
<b>投資活動支出合計</b>	<b>14,670,106 円</b>
<b>当期収支差額</b>	<b>△8,594,106 円</b>
前期繰越収支差額	10,119,604 円
<b>次期繰越収支差額</b>	<b>1,525,498 円</b>

平成 26 年度、正味財産増減計算書、財産目録、財産目録の明細書につきましては、事務局までお問い合わせいただくか、当会ホームページをご覧ください。

## 平成 26 年度 収支計算書

1. 事業活動収入の部	
会費等収入	88,018,000 円
事業収入	26,105,208 円
負担金収入	675,200 円
雑収入	441,314 円
<b>事業活動収入の部合計</b>	<b>115,329,722 円</b>
2. 事業活動支出の部	
管理費支出	
人件費支出	13,902,586 円
渉外費支出	656,500 円
需要費支出	4,492,293 円
事務所費支出	6,935,093 円
<b>管理費合計</b>	<b>25,986,472 円</b>
事業費支出	
会議費支出	885,098 円
人件費支出	55,610,342 円
事業費支出	87,314,660 円
<b>事業費支出合計</b>	<b>87,314,660 円</b>
<b>事業活動支出合計</b>	<b>113,301,132 円</b>
<b>事業活動収支差額</b>	<b>1,938,590 円</b>
3 投資活動収支の部	
投資活動支出	
固定資産取得支出	225,650 円
特定資産取得支出	2,297,707 円
予備費支出	2,288,000 円
<b>当期収支差額</b>	<b>△2,872,767 円</b>
前期繰越収支差額	12,992,371 円
<b>次期繰越収支差額</b>	<b>10,119,604 円</b>

## 貸借対照表

平成 27 年 3 月 31 日現在

(単位：円)

### 資産の部

	平成 25 年度	平成 26 年度
流動資産合計	15,966,159	17,121,914
基本財産合計	19,700,000	19,700,000
有形固定資産合計	130,467,997	131,103,428
無形固定資産合計	776,542	552,242
<b>資産の部合計</b>	<b>166,910,694</b>	<b>168,477,584</b>

### 負債の部

	平成 25 年度	平成 26 年度
負債の部合計	49,699,181	53,898,236
<b>正味財産の部</b>		
正味財産	117,211,513	114,579,348
(内当期正味財産)	10,721,791	△2,632,165
<b>正味財産の部合計</b>	<b>117,211,513</b>	<b>114,579,348</b>
<b>負債・正味財産の部合計</b>	<b>166,910,694</b>	<b>168,477,584</b>

【平成26年 退任理事・退任役員功労者表彰】

平成26年度、退任理事及び退任役員功労者の表彰が行われました。本年度は、昭和46年3月入局依頼、会の発展、会業務に尽力されました小原 忠一専務理事が、就業規則により退任となりました。また支部役員として会の業務に多大なご協力いただきました、24名の皆様が退任となりました。

ありがとうございます。



退任された小原専務理事(右)と大村会長(左)

【本年度理事・委員長紹介】

会長

大村 耕一

副会長

加藤 繁男

加藤 三千夫

中條 清一

佐川 信夫

理事

飯塚 和一

磯ヶ谷 栄子

岩間 洋介

枝 泰寿

加藤 友蔵

形屋 顕弘

川嶋 弘志

小室 輝夫

芝崎 正孝

鈴木 武夫

鈴木 一

本間 武

松丸 廣

山本 範雄

監事

安齋 五郎

林 昭雄

相談役

岸田 静善

組織委員長

門屋 真一

事業委員長

鈴木 武夫

広報委員長

枝 泰寿

指導税制委員長

芝崎 正孝

女性部長

磯ヶ谷 栄子

青年部部長

河野 正勝

ブロック長

小松川ブロック

鈴木 一

中央ブロック

形屋 顕弘

小岩ブロック

岩間 洋介

鹿骨ブロック

加藤 友蔵

東部ブロック

山本 範雄

(敬称略)



(写真) 左より、林監事、安齋監事、中條副会長、加藤(三)副会長、大村会長、加藤(繁)副会長、佐川副会長

事務局からのお知らせ

- ・青色共済引落し (加入者のみ)  
7月6日(月)または21日(火)
- ・1月～6月源泉所得税納付  
7月10日(金)まで (納期限の特例)
- ・小岩出張所お休み  
7月14日(火)・8月3日(月)～9月4日(金)

事務局カレンダーはお休みしました。

事務局 3階 税理士無料相談会

予約日

8月5日(水)

9月9日(水)

10月7日(水)

11月4日(水)

12月2日(水)

相談時間

①10:00～

②11:00～

③13:00～

④14:00～

⑤15:00～

⑥16:00～

お申込  
問い合わせ

03-3656-0621



## マイナンバー～行政手続きに必要です～

平成28年1月から、  
**社会保障、税、災害対策**の行政手続きで  
**マイナンバーが必要になります。**



マイナンバーは社会保障・税・災害対策分野の中で法律で定められた行政手続きにしか使えません。



※ このほか、社会保障、地方税、災害対策に関する事務やこれらに類する事務で、地方公共団体が条例で定める事務にマイナンバーを利用することができます。

最新情報、ご不明点については、

内閣府ホームページ <http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/index.html> を  
 ご覧いただくか、  
 マイナンバーコールセンター 0570-20-0178 に  
 (平日9時30分～17時30分 土日祝日・年末年始を除く)  
 お問い合わせください。

マイナンバースケジュール

6月号・・・マイナンバー制度の概要  
 7月号・・・**行政手続きに必要です**  
 8月号・・・マイナンバーが通知されます  
 9月号・・・個人番号カードについて  
 10月号・・・税務関係書類への番号の記載時期  
 11月号・・・税務関係書類の主な変更点 (Part 1)  
 12月号・・・税務関係書類の主な変更点 (Part 2)

## ～都税についてのお知らせ～

昨年度に引き続き、平成27年度も  
**小規模非住宅用地の**

**固定資産税・都市計画税を減免します** 23区内



**減免対象** 一画地における非住宅用地の面積が400㎡以下であるもののうち  
 200㎡までの部分  
 ただし、個人又は資本金等の額が1億円以下の法人が所有するものに  
 限ります。

**減免割合** 固定資産税・都市計画税の税額の2割

**減免手続** 減免を受けるためには、申請が必要です。  
 まだ申請をしていない方で、小規模非住宅用地を所有して  
 いると思われる方には、8月までに「固定資産税の減免手  
 続きのご案内」をお送りする予定です。減免の要件を確認  
 のうえ、申請してください。

※前年度に減免を受けた方で用途を変更していない方は、新たに申請する必要は  
 ありません。

【お問い合わせ先】江戸川都税事務所 3654-2151

## 耐震化のための建替え又は改修を行った住宅 に対する固定資産税・都市計画税を減免します (23区内)

＜耐震化のための建替え＞

**減免対象**  
 昭和57年1月1日以前からある家屋を取り壊し、当該家  
 屋に代えて、平成27年12月31日までの間に、耐震化  
 のために新築された住宅のうち、一定の要件を満たすもの  
  
 新築後新たに課税される年度から3年度分について居住  
 部分の固定資産税・都市計画税を全額減免/減免の対象と  
 なる戸数は、建替え前の家屋により異なります)  
  
 新築した年の翌々年の2月末

＜耐震化のための改修＞

**減免対象**  
 昭和57年1月1日以前からある家屋で、平成27年12月  
 31日までの間に、現行の耐震基準に適合させるよう一定の  
 改修工事を行ったもの  
  
 改修工事完了日の翌年度分から一定期間、居住部分が1戸  
 あたり120㎡の床面積相当分まで固定資産税・都市計画税  
 を耐震減額適用後全額減免  
  
 改修工事が完了した日から3ヶ月以内

減免を受けるには申請が必要です。建替えと耐震改修とは減免申請期限が異なりますのでご注意  
 ください。

詳しくは、江戸川都税事務所へお問い合わせください。

【お問い合わせ先】江戸川都税事務所 3654-2151